**介護職及び看護職奨学金貸与規程**

(目的)

1. この規程は、社会福祉法人菊寿会(以下「法人」という。)が運営する老人福

祉施設に、将来介護福祉士又は看護師（准看護師含む）として勤務する有能かつ誠

実な職員を育成するために、奨学金の貸与について基本的に必要な事項を定めることを目的として奨学金制度を定める。

(奨学生・奨学金)

第２条　本法人から学資の貸与を受ける者を「奨学生」といい、その学資を「奨学金」という。

２　奨学生は、介護福祉士養成課程又は看護師養成課程及び准看護師養成課程、また

は、受験資格を取得可能な過程を有する学校の学科（高等学校・短大・４年生大学、

専門学校）の学生及び看護学校学生とする。

(貸与対象者)

第３条　本法人の奨学生に応募できる者は、熊本県内の前条第２項に該当する学校に

在学する生徒、または、入学が決定した者であって、次の各号に該当する者とする。

1. 介護福祉士又は看護師（准看護師含む）の資格取得の意思が明確な者。
2. 卒業後に期間を空けることなく法人に就職し、介護福祉士の常勤職員として

交代勤務（夜勤含む）、または、看護師等として勤務ができる者。

２　奨学生は、他の同種の奨学金の貸与を受けていない者。

３　前項に定める「同種の奨学金」とは、将来、奨学生の貸与主体に奨学生が職員として勤務する意思があることを主たる条件とする奨学制度をいう。

４　反社会的勢力に該当しない者。

（奨学生の義務）

第４条　奨学生は以下の義務を負うものとする。

1. 当法人の理念及び活動指針、本奨学金の貸与の目的を理解し、資格取得を目標

に勉学に励むこと。

1. 奨学生は居住を明らかにし、変更があった場合にはすみやかに届けなければな

らない。

1. 当法人より修学状況の報告を求められた場合には、これに答えなければならな

い。

(申請の手続き)

第５条　本規程により奨学金を希望する者は、次の関係書類を一括して理事長宛てに

提出の上面接を受けるするものとする。

1. 奨学金申請書（様式１号）
2. 本人自筆の履歴書（写真貼付）
3. 振込口座届（様式７号）
4. 入学見込み証明書又は在学証明書等（特に指定なし）
5. 成績見込み証明書等（未入学の者は卒業校の学校長が作成する証明書等）
6. 住民票
7. その他当法人が必要と認めるもの

（審査と承認）

第６条　本規程の審査と承認は以下のとおりとする。

1. 理事長は、面接及び奨学金規程第３条の定めにそって審査し、承認又は不承認を決定する。
2. 審査結果は、理事長が奨学生を決定したときは、奨学生採用通知書（様式２号）

により、貸与しないと決定したときは、奨学生不採用通知（様式３号）により、すみやかに、その旨を本人に通知するものとする。

２　奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受理した後、すみやかに、理事長に対して本規程の趣旨にそって、奨学生の義務を遵守する旨の奨学生誓約書（様式第４号）を提出しなければならない。

(契約)

第７条　奨学金の貸与を決定した場合には、法人と奨学生の間で、返還期間を定めた

奨学金貸与契約を締結し、契約書（様式第６号）を作成する。

(貸与基準と支払い)

第８条　奨学金の貸与基準と支払いは次のとおりとする。

1. 貸与期間：第７条の契約を締結した日が属する月から、入学が決定した学校、

または、承認した時点で在籍している学校を卒業する月まで

1. 貸与金額

ア　高等学校：月額３万円を上限とする。ただし、貸与の承認が入学前であれば、

入学準備金として１０万円を追加貸与する。

イ　大学、短大、専門学校：月額５万円を上限とする。ただし、貸与の承認が入

学前であれば、入学準備金として１５万円を追加貸与する。

1. 貸与日：当該月の２１日（当日が金融機関の休業日にあたる場合には、その前

日までの最も近い休業日でない日）

（4）　利息：なし

(保証人)

第９条　奨学生は、一定の職業を持ち、かつ、独立した生計を有している者２名を保

証人として立てなければならない。

２　保証人は、奨学生の債務につき連帯して履行する責任を負うものとする。

(奨学生の辞退)

第１０条　奨学生は、自己の都合により奨学金の貸与を辞退しようとする場合は、奨

学生辞退届（様式第５号）を理事長に提出しなければならない。

２　奨学生を辞退した場合には、すでに貸与した奨学金全額を返還しなければならない。

(返還債務の免除 )

第 １１条　理事長は、奨学生が介護福祉士又は看護師（准看護師含む）の資格を取

得し、卒業後期間を空けずに当法人に採用された後、貸与期間に１年を加えた期間継続して勤務した場合には奨学金の返還を全額免除する。ただし、この期間が３年に満たない場合は、継続して３年勤務することを条件として奨学金の返還を全額免除する。

２　前項に規定する場合のほか、理事長は、奨学生が次の各号に該当するときは、返

　還債務の一部を免除することができる。

1. 疾病、災害、育児休業、介護休業その他の規定で定める特別の事情により勤務

できなかった期間は勤務期間に算入しないものとする。

1. 勤務必要期間を満たさずに退職する者においては、以下の計算式で算出された

金額を退職日の属する月の翌月の末日までに一括して返還しなければならない。

返還金額＝貸与総額÷継続勤務月数×返還免除勤務期間の残月数

なお、勤務した日が月の１５日以下の場合には、１月とみなさない

（貸与の決定の取り消し等）

第１２条　理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときには、

貸与の決定を取り消すものとする。同時に、奨学生はすでに貸与した奨学金を、各

号のいずれかが生じた日の属する月の翌月の末日までに一括返還しなければならな

い。

1. 在籍中の学校を退学、除籍した場合、または、卒業が不可能となった場合
2. 心身の障害のため就学の見込みがなくなったと認められる場合
3. 学業成績が著しく不良となったと認められる場合
4. 奨学生が本規程による奨学金の貸与を自ら辞退した場合
5. 奨学生が死亡した場合
6. 奨学生が本規程に違反した場合
7. 虚偽の申告、その他の不正手段にて奨学金を受け取ったことが明らかになった

場合

（8）前各号に掲げるもののほか、奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなった

場合

（奨学金の中止等）

第１３条　理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときには、

　当該事由が消滅するまで、本規程の適用を一時中止し、貸与を停止するものとする。

　貸与再開は、改めて資格取得及び当法人への就職の意思を確認された場合にのみ行

われる。意思確認できないときには、第１２条の規定により、貸与を中止し、貸与した奨学金を一括返還しなければならない。

1. 学校の休学または停学の処分を受けた場合
2. 学校を留年した場合

（就職辞退）

第１４条　奨学生が卒業（必要な課程を修了）後、本規程の趣旨に反し、当法人に就

職しなかった場合には、貸与した奨学金を当該事由が生じた日の属する月の翌月の

末日までに一括して返還しなければならない。

（資格取得できなかった場合）

第１５条　奨学生が卒業（必要な課程を修了）後、当該卒業年度末までに資格を取得

できなかった場合には、翌年に再受験し資格取得する意思があり、かつ、当法人へ

の就職の意思があると確認できた場合は、１年間を限度に貸与した奨学金の返還を延期できる。ただし、これらの意思がない場合、あるいは本人の意思と関係なく不可能と認められる場合は、第１４条と同様の扱いとする。

２　奨学生が卒業（必要な課程を修了）後、介護福祉士又は看護師（准看護師含む）の資格等を取得できず、翌年の再受験の意思もないと判断された場合、卒業後期間を空けずに当法人へ就職した場合に限り、就職後１年間を上限に分割返還をできるものとする。分割返還の方法については、当法人と協議の上決定する。

（延滞利息）

第１６条　奨学生は、正当な理由がなく、第１２条または第１４条に定める奨学金を

返還すべき日までにこれを返還しなかった場合には、当該返還すべき日の翌日から

返還の当日までの期間に応じ返還すべき額につき年５％の割合を乗じて算出された

合計額の延滞利息を支払わなければならない。

（特別事項）

第１７条　理事長は、奨学生の病気や死亡等やむを得ない事情に関しては、奨学金の

返還についてその一部を減額し、または、全部を免除することができる。

２　奨学生が第１１条第１項の勤務期間中に死亡、または、心身の疾病、異状のため

業務を継続することができなくなったとき、奨学金の返還額についてその一部を減

額し、または、全部を減額することができる。減額、免除の具体的事項については、

当法人理事会にて協議し決定する。

（報告義務）

第１８条　奨学生は、毎年４月３０日までに過去１年分（前年度の４月１日から３月

３１日まで）の成績証明書を理事長へ提出しなければならない。また、契約書の記

載内容に変更が生じた場合は、すみやかに報告しなければならない。

２　奨学生は、休学、停学、留年および復学する際には、すみやかにその旨を報告し

なければならない。

（奨学金台帳の作成）

第１９条　理事長は、奨学生ごとに奨学金台帳（様式第８号）を備え、奨学金を貸与

した場合、奨学金の返還を免除した場合、または、奨学金の返還を受けた場合には

すみやかに記録し、当該事由が発生した月から５年間保存するものとする。

（紛争）

第２０条　奨学生との間で、貸与契約に関して裁判上の紛争が生じた場合には、熊本

地方裁判所山鹿支部を第１審の専属的合意管轄裁判所とする。

（雑則）

第２１条　本規程にない事案が発生した場合には、当事者間の協議を行った上で、理

事長が判断する。

附則

　この規程は、令和７年４月１日から施行